

令和3年6月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和3年6月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和3年6月25日(金) 午後1時30分から午後1時47分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(7人)

	委 員 :	中条 : 16 番 :	高橋 一栄		
委 員 :	乙 : 17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 : 18 番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 : 19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 : 20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 : 21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 : 22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(1人)

委 員 : 中条 : 15 番 : 佐藤 隆

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

係長 : 高橋知也、主任 : 伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和3年6月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7番田村信秀委員、10番忠貞夫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、5月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>6月2日、村松浜地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、本間委員、小熊委員に案件を審査していただきました。</p> <p>6月17日、にいがた女性農業委員の会役員会が新潟東中通ビルで開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>6月18日、平木田地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、馬場委員、小泉委員に案件を審査していただきました。</p> <p>同日、6月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>6月23日、築地地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、本間委員、浮須委員に案件を審査していただきました。</p> <p>6月24日、新潟県農業会議第130回通常総会及び市町村農業委員会会長会議が新潟東映ホテルで開催され、松村会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>この案件は、譲渡人からの要望により、羽黒地内の畑について売り渡しするもので、申請面積は282㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、10番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

10 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 6 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>第 2 号議案は、車庫建築のための転用が 1 件であります。</p> <p>この案件は、土作地内の休耕畑において車庫建築のために転用するもので、申請者の父が昭和 58 年に車庫を建築しましたが、今回贈与する際、許可を受けずに農地を利用していたことが判明したものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、10 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、車庫建築のための転用が 1 件であります。</p>

	<p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、再発防止に努めるという顛末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、山砂採取のための事業計画変更が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、中村浜地内の畑から山砂採取のための一時転用で、期間を延長する事業計画変更の申請であります。採取期間は令和 3 年 6 月 19 日までの許可を、新たに許可の日から令和 4 年 6 月 19 日までとするものであります。面積の変更等はありません。</p> <p>第 3 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、10 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案は、山砂採取のための事業計画変更が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p>

	<p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、村松浜地内の田について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は近隣農地を経営し、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は合計 5,855 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、3 番本間浩あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>第 4 号議案の所有権移転についてご報告いたします。</p> <p>去る 6 月 2 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、長年自作しておらず今後もその予定がないこと、また市外に転出したことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は、近隣農地を耕作しており、一体利用が可能となるため効率的であります。また、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p>

	<p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 4 号議案の所有権移転の事前審査結果について、10 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和 3 年 6 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和3年6月25日

議 長

7 番

10 番
